

電子契約システムの運用について【近畿地整の取組】

(1) 近畿地方整備局における試行運用の実施状況(平成30年8月～平成31年1月)

- 平成30年8月以降に入札公告等を実施する工事・業務案件のうち、工事5件、コンサル4件で試行を実施(うち、電子契約システムで契約締結まで至った案件は工事4件、コンサル1件)

(2) 近畿地方整備局における今年度の実施について

- 令和元年8月以降に入札公告等を行う工事・業務案件のうち、**本官契約案件全てを電子契約システム実施対象案件とする。**

(3) 近畿地方整備局における分任官契約での実施について

- 令和元年12月以降に入札公告等を行う**工事・業務案件**のうち、**分任官契約案件についても全件実施対象**とする。(電子契約対象案件としている案件でも、受注業者により、従前の紙契約を希望する場合は、紙契約を可能とする)

※入札公告等・・・入札公告を行う案件、公示を行う案件、指名通知を行う案件、見積依頼を行う案件についても、電子契約案件対象とする。